

 \bigcirc

山形県公報

平成20年3月31日(月)

号 外(7)

目 次

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例.....(税 政 課)...1

この号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第33号) (税政課)

- 1 自動車取得税
 - (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成20 年5月31日まで延長することとした。(附則第17条第5項及び第6項関係)
 - (2) 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置の適用期限を平成20年5月31日まで延長することとした。(附則第17条第8項関係)
 - (3) 自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限を平成20年5月31日まで延長することとした。(附則第17条第9項関係)
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第33号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第17条第5項、第6項、第8項及び第9項中「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」 に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

1